

我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う防疫の徹底について

平成16年1月19日 15消安第5228号
厚生労働省健康局長あて
農林水産省消費・安全局長通知

このことについて、別添のとおり都道府県知事あて通知したので、御了知の上、本病の円滑な防疫対策が図られるよう特段の御協力をお願いします。

別添

15消安第5228号
平成16年1月19日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う防疫の徹底について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）については、平成16年1月12日、国内において79年ぶりとなる発生が確認されたところであるが、本病は伝播力が強く、そのまん延を防止するためには、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき徹底した防疫措置を講じることが極めて重要である。

このような中、1月15日に開催された食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会家きん疾病小委員会において、発生予防及びまん延防止措置の進め方について、

- ① 当面、高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル（平成15年9月17日付け15消安第1736号農林水産省消費・安全局衛生管理課長通知、以下「マニュアル」という。）に沿ったまん延防止措置を徹底していくべきである
- ② 清浄性確認は、臨床症状の有無を基本に、血清抗体検査、ウイルス分離検査を組み合わせ実施すべきである

等の助言を受けたところである。

これらを踏まえ、今後の防疫措置に係る留意点を定めたので、貴職におかれては、対策に遺漏なきよう特段の配慮をお願いします。

記

1 家きんの飼養者、獣医師等の関係者への周知徹底

- (1) 本病の侵入防止のため、飼養家きんの健康観察、野鳥等の鶏舎への侵入及び給水源への接近の防止、ネズミ、ハエ等の駆除、関係者以外の農場への出入りの制限、消毒等を徹底するよう指導すること。
- (2) 本病の症状は多様であり、症状のみで本病を否定することは困難であることを周知するとともに、常に本病の発生を疑い、本病を否定できない症例を発見した場合には、死亡家きんの羽数の多少にかかわらず、直ちに家畜保健衛生所に届出を行うよう指導すること。
- (3) 養鶏関係者等の本病発生国への旅行等は白肅するよう協力を求め、やむを得ず旅行する者に対しては、養鶏関係施設等への訪問は白肅するとともに、帰国直後の畜産農場への立入りの際には消毒等、十分な衛生措置を講ずるよう指導すること。
- (4) ワクチンの使用については、1月15日の家きん疾病小委員会において、ワクチンの特性や発生後の本病の清浄化を考えた場合、現在の発生状況の下では適当でなく、備蓄のみ行うこととし、摘発・淘汰によりまん延防止を図ることとしていることを周知すること。
- (5) (1) から (3) の事項について、愛玩鳥飼養者等に対してもこれに準じて適切に指導すること。

2 都道府県におけるマニュアルに基づいた防疫措置の的確な実施

- (1) 臨床症状の有無による清浄性の確認を速やかに進めること。また、マニュアルに基づくモニタリングを適切に実施すること。
- (2) マニュアルに基づいた対応が徹底されるよう、発生時の具体的な対応を再確認しておくこと。
- (3) マニュアルに基づき、本病の疑いのある家きんを届出等により確認した際には、直ちに消費・安全局衛生管理課に連絡するとともに、病性鑑定及び移動白肅等の防疫措置を的確に実施すること。
- (4) 発生地域にあつては、マニュアルに基づいて、清浄性の確認を行うための検査を行うこと。その際には、臨床症状の有無の確認を徹底し、臨床症状に異常が認められた家きんについては、速やかに血清抗体検査及びウイルス分離検査を行うこと。

3 防疫従事者への感染の防止

本病を疑う症例があつた場合及び本病が確認された際の防疫措置の実施に当たっては、公衆衛生部局と適切に連携するとともに、防疫作業に従事する者は、防疫衣、マスク、ゴーグル、手袋等を必ず着用し、感染防止に努めるよう十分留意することとし、予防投薬等について医療関係者の助言を求めること。